

# 郡山普及だより Yes! 農!!

発行:福島県県中農林事務所農業振興普及部

住所:〒963-8540 郡山市麓山1-1-1

TEL:024-935-1310 FAX:024-935-7030

## 特定農業法人 有限会社アグリプロ八丁目(郡山市日和田町)が 第58回福島県農業賞 農業経営改善部門を受賞されました!

去る8月29日、福島県農業賞の表彰式が開催され、特定農業法人有限会社アグリプロ八丁目为荣えある福島県農業賞を受賞されました。

日和田町八丁目地区の基盤整備時に、現在の役員3名(村田代表取締役、根本取締役、橋本取締役)が担い手となり、水稻作業を受託する任意組織を発足し、平成16年に法人化しました。

平成19年より地域に根付いていた原木しいたけの栽培技術を生かしながら菌床しいたけの栽培を開始しました。現在は集積した水田27haでの水稻栽培と菌床しいたけ65,000玉の複合経営を行い、年間を通して地域の担い手を雇用しています。菌床は原料にこだわった自社製造で、しいたけ収穫後の菌床を水稻栽培に有効利用するなど、生産物の品質向上に努めています。

また、水稻では、乾燥調製を地域内で完結できるようライスセンターを建設し、しいたけでは、空調管理により発生を制御することで、余裕をもった収穫作業ができるよう作業員の労務管理にも配慮しています。

さらに、生産のみならず、県内外で開催されるイベントで、本県産しいたけの安全・安心や美味しさを消費者へPRし、積極的に販売促進を行っています。

地域農業の維持発展のため尽力されるアグリプロ八丁目の皆さんの、ますますのご活躍を期待申し上げます。



## 園芸品目(野菜・果樹)の取り組みの紹介

### 野菜 きゅうりハウス内環境御技術



写真：11月でも生育旺盛なきゅうり

きゅうりハウス栽培における炭酸ガス等の環境制御技術の実証を行い、今年の半促成での収量は、10,346kg/10aで、技術導入前の平成27年比約70%増となりました。実証ほ担当の生産者も技術の効果を確信しており、さらなる増収に向けて意欲的です。

生産者やJA営農指導員等を対象とした勉強会も開催した結果、実証ほ等の取組を参考に炭酸ガス発生装置の導入を検討している生産者も出てきました。他にも独自に施設内の環境測定装置を導入して、施設内環境の「見える化」に取り組む生産者も出てくるなど、新技術が着実に地域に広がっています。

### 果樹 ブドウ「シャインマスカット」長期出荷技術の実証

ブドウ「シャインマスカット」を冬期間にも販売できるように、収穫期延長技術と冷蔵貯蔵技術を組み合わせた販売期間の長期化実証試験を行っており、現在、有色袋により収穫期を延長した果実を鮮度庫へ入庫しているところです。いままでの白色袋より有色袋の方が果皮の黄化を抑制し、障害果の発生を抑制することができました。入庫したブドウは1か月ごとに果軸の褐変程度や障害果の発生状況を確認していきます。

写真：10月2日収穫果房【有色袋(左) 白色袋(右)】



## 日本ナシがベトナムへ輸出されました！！



写真：ベトナムのイオンモールでのプロモーション

JA福島さくら郡山地区梨生産部会では、震災後の本格的な日本ナシ輸出再開に向けて取組が行われてきました。8月8日～9日には横浜食物検疫所塩釜支所の検疫官による最終栽培地検査が行われ、全ほ場（49ほ場）合格となりました。

10月上旬にはベトナムへ向けて「二十世紀」7tが輸出され、10月26日～30日にはホーチミン市でJA・梨部会による販売促進活動



が行われました。ナシの品質は良好で、消費者の反応も良く販売も好調でした。輸出の取組を通じて産地の知名度・ブランド力の向上が期待されます。これからも引き続き、関係機関と連携し、輸出に向けた取り組みを支援してまいります。

## 『ふくしま県GAP (FGAP)』が登場しました!!



GAPとは、Good(良い) Agricultural(農業の) Practice (やり方) の略語で、**農業生産工程管理**と訳されています。

GAPの導入により、食品安全・環境保全・労働安全の確保を図ることができ、オリンピック等を控え全国的に注目されています。

県では平成29年7月11日に、『ふくしま県GAP (FGAP)』を創設しました。FGAPは**審査料が無料**であり、**審査までに必要なGAPの実践期間が他の第三者認証GAPより短い2か月**であることが大きな特徴です。

FGAPの認証を取ることで、オリンピックの食料調達基準が満たされ、JGAP等認証取得にスムーズにステップアップしていくことも可能です。

また、GLOBALG.A.P.やJGAP等の取得に係る経費等を助成する「第三者認証GAP取得等促進事業」も募集しています。

詳しくは農業振興普及部までお問い合わせください。

## 鳥獣被害対策は総合的な対策が必要です

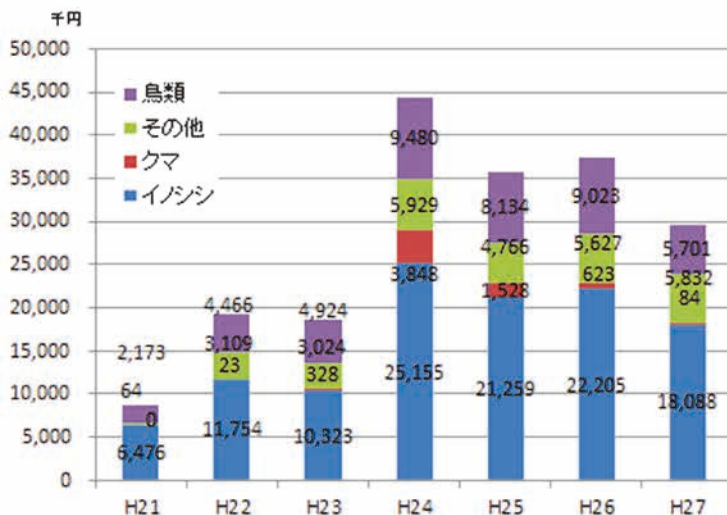
管内の農作物における鳥獣被害の半分以上は、イノシシ被害によるものです。

これまでの事例から、捕獲などの個体数管理だけでは、被害はなくなりません。対策は一つだけではなく、以下の複数の対策をバランス良く組み合わせて、総合的に実施する必要があります。

- ①被害防除：電気柵などの設置、耕作放棄地解消、放任果樹伐採、収穫残渣撤去など。
- ②生息環境管理：農地や集落に緩衝帯を設置、森林整備。
- ③個体数管理：捕獲などにより、安定生息数の維持を図る。

集落ぐるみで、あきらめず、継続的に鳥獣被害対策に取り組みましょう。

県中管内の農作物鳥獣被害金額の推移【獣類別】



### 鳥獣被害対策の三本柱



## 飼料用米は「ふくひびき」を作付しましょう!

平成30年度から米に関する施策が大きく見直されます。

「米の直接支払交付金」や「地域間調整」の廃止、「生産調整の見直し」などの動きがありますが、米価の暴落を防ぐため、今後も需要に応じた米づくりを続けることが重要となります。

引き続き、生産者の所得を維持するためにも「水田活用の直接支払交付金（産地交付金）」等を最大限に活用し、飼料用米などの新規需要米に取り組みましょう。

飼料用米に適した専用品種として「ふくひびき」がおすすめです。多収でありながら耐倒伏性を備えており、栽培しやすい品種です。

また、飼料用米専用品種のため、作付に対する助成が一般品種に比べて手厚いというメリットもあります。

以下のポイントを参考に、是非作付してみませんか？



写真：ふくひびき

### ●栽培のポイント●

#### 【疎植厳禁!】

穂数が確保しにくいいため、60株/坪以上で移植しましょう。

#### 【やや多めの施肥量で!】

施肥窒素量は基肥で7～8kg/10a、幼穂形成期に追肥で2kg/10aを目安とします。

#### 【農薬は主食用米に使うものと同じです!】

「水稻」に登録のある農薬を使用してください。

#### 【収穫は主食用米の後でOK!】

熟期は「ひとめぼれ」並みですが、乾燥調製費を節減するため立毛乾燥（成熟期以降も刈り取らず、田でそのまま籾を乾燥させること）を行いましょう。

## 「郡山地域青年農業者スキルアップセミナー」開催します!

新規就農者や青年農業者などを対象に、「郡山地域青年農業者スキルアップセミナー」を開催しています。営農に関する情報の提供と同世代間で情報や技術の交換を行うことができる内容となっています。参加方法など、詳しくは農業振興普及部までお問い合わせください。

本年度の開催スケジュール（※変更となる場合があります。）

開催日時	内 容	場 所
平成30年2月5日	堆肥の効果的な施用について	県郡山合同庁舎内